

# 静岡県医療機関診療経費等物価高騰対策支援金 申請の概要

## 申請受付期間

令和8年4月13日(月) ~ 令和8年5月29日(金)(消印有効)

交付額	病院	1病床当たり 8,000円 ※20床、21床の病院は別途規定
	診療所 (医科・歯科)	有床診療所(医科)(3床以上) 1病床当たり 124,000円 有床診療所(医科)(1~2床) 1施設当たり 304,000円 無床診療所(医科) 1施設当たり 304,000円 歯科診療所 1施設当たり 257,000円
	助産所	1施設当たり 38,000円
	薬局	1施設当たり 76,000円
	施術所	1施設当たり 38,000円
	歯科技工所	1施設当たり 38,000円
対象者	病院	令和7年10月1日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で病院を開設又は管理する者
	診療所 (医科・歯科)	令和7年10月1日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で診療所を開設又は管理する者
	助産所	令和7年10月1日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で助産所を開設又は管理する者
	薬局	令和7年10月1日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で保険薬局の指定を受けた薬局を開設する者
	施術所	令和7年10月1日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で受領委任を行う施術所を開設又は管理する者
	歯科技工所	令和7年10月1日時点で開設しており、かつ、支給申請時点までの期間において、静岡県内で歯科技工所を開設又は管理する者

## ◆書類の提出方法

申請単位	個人 又は 法人 ※同一法人が複数の施設を開設する場合、法人単位での申請も可能	
必要書類	交付申請書 (様式第1号)	記入例を参考に作成をお願いします
	支援金申請額内訳書 (様式第2号)	記入例を参考に作成をお願いします
	振込先金融機関の口座が 確認できる通帳のコピー等	通帳のオモテ面 及び 通帳を開いた1、2ページ目の写し ※銀行名、支店名、口座種別、口座番号、 名義人(フリガナ)が確認できるもの
提出先	〒420-0857 静岡市葵区御幸町11-30 エクセルワードビル12階 静岡県医療機関診療経費等物価高騰対策支援金事務局 宛	
問合せ先	電話番号 050-3317-8113 (静岡県医療機関診療経費等物価高騰対策支援金事務局)	

令和7年10月1日時点で開設していた医療機関等には、支援金事務局から申請書類等を順次郵送していますので、**申請の際に御利用ください。**

※様式第1号及び第2号は、県ホームページからもダウンロードが可能です。(R8.4.10公開予定)  
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/iryo/1047628/1079748/index.html>)

## ◆注意事項

対象者	申請の対象とならない者	以下の施設は本事業の対象としません。 ・申請時において廃止している事業所等 ・地方自治体の一般会計で直接運営する事業所等
重複受給	県が実施する他の支援金との重複受給	同一の事業所について、静岡県が行う「介護サービス事業所等物価高騰対策支援金」又は「児童福祉施設等物価高騰対策支援金」と重複して受給することはできません(いずれかのみ受給となります)。
	あはき法・柔整法のそれぞれで開設している施術所	同一施設(同一所在地)の施術所について、あはき法・柔整法それぞれで開設届を提出している場合、あはき法の施術所・柔整法の施術所で重複して受給することはできません(いずれかのみ受給となります)。
病床数	申請対象となる病床数	病床数は、令和7年10月1日時点の使用許可病床数に基づいて申請してください。令和7年10月2日以降の病床数の変更を反映させる必要はありません。